

幼稚園の保育内容における

自由遊びの変遷（I）



西本 脩

「幼児の生活は遊びの生活である。」とよくいわれる。確かに遊びが幼児の生活において占める位置は大きいし、その価値ははかりしれないものがある。ことに幼児が、保育者らによって意図され直接的に指示されてする遊びではなく、自己の意思によって自発的に遊ぶ「自由遊び」は、かれらの成長発達にとって重要な意義をもつものといわなければならない。

このような自由遊びが、本邦の幼稚園教育においては従来どのような取り扱われてきたであろうか。やがて創設百周年を迎えようとしているわが国の幼稚園史をひもといて、全体的な教育課程の中での「自由遊び」の位置づけの跡をたどってみたいと思う。

なお明治九年に幼稚園が創設されて以来、今日までの約百年間

を小川正通氏の説にしたがって、次のように時代区分することにした。

第一期（創設期）——明治九年から明治三十年代の初めまでの約二十年間。

第二期（基礎確立期）——明治三十二年から大正年代の終りごろまでの約三十年間。

第三期（発展変動期）——大正十五年の「幼稚園令」の公布から敗戦「幼稚園令」の終結までの約二十年間。

第四期（充実期）——戦後の「学校教育法」の制定から今日までの約三十年間。

第一期（創設期）の幼稚園における自由遊び

東京女子師範学校附属幼稚園の保育科目における自由遊び

東京女子師範学校の附属幼稚園は、現在あるわが国の幼稚園のなかでは最も早くに設立されたもので、保育が開始されたのは、

明治九年（一八七六年）十一月十六日であった。開園当時は、保育のことを開誘といひ、保育室のことを開誘室と呼んだ。一日の保育時間は四時間で、季節によって、始まり終りの時間はいくぶん差があったようであるが、おおかたは、午前十時ごろから午後二時ごろまでであった。一日の保育時間を見ると次のようである。学校の授業時間割のように、二十分ないし三十分の制限に区切っており、鐘を合図に唱歌の時間・恩物の時間というように決めて保育を行っていたようである。

登園

整列

遊戯室―唱歌

開誘室―修身話カ庶物話（説話或ハ博物理解）

戸外遊

整列

開誘室―恩物―積木

遊戯室―遊戯カ体操

昼食

戸外遊

開誘室―恩物

帰宅

午前と午後には「戸外遊」の時間があるが、これは今日の「自由遊び」のことであり、そのほか「室外遊戯」とか「庭園ノ散歩」とか「時間外ノ遊戯」とかいろいろな名称で呼ばれたが、いずれも自由遊びの意味をいうのであって、レクリエーション的な性格の時間であった。

明治十年になると、七月に附属幼稚園規則が制定され、「保育科目」のほか「保育時間表」も定められた。これはその後でできた他の幼稚園の模範とされ、大きな影響を与えた。保育科目としては「物品科」「美麗科」「知識科」の三科目と、これらに含まれる二十五の子目があった。保育時間表の一部を例示すると次のとおりである。（次のページ参照）

東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間表

第一ノ組 小児満五年以上六年以下

	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
月	室内会集	博物修身等ノ話	形体置キ方(第七箱ヨリ第九箱ニ至ル)	図画及紙片組	遊戯
火	同	計数(一ヨリ百ニ至ル)	形体積ミ方(第五箱)及ビ小話	針	同
水	同	木箸細工 <small>(木箸ヲ折リテ四分ノ一以下分 数ノ理ヲ知ラシメ或ハ文字及 数字ヲ作ル)</small>	剪紙及同貼布	歴史上ノ話	同
木	同	唱 歌	形体置キ方(第九箱ヨリ第十一箱ニ至ル)	畳	同
金	同	木箸細工 <small>(豆ヲ用ヒテ六面形及ビ日用器 物等ノ形体ヲ模造ス)</small>	形体積ミ方(第五箱ヨリ第六箱ニ至ル)	織 紙	同
土	同	木片組ミ方及粘土細工	環置キ方	縫 画	同

但シ保育ノ余間ニ体操ヲ為サシム

保育科目の改正と自由遊び

明治十四年(一八八一年)になると、六月に従来の「保育科目」が改正され、新たに「保育ノ要旨」と「保育課程表」が定められた。

この「保育ノ要旨」には、

「……幼児ノ室外ニ出テ随意ニ遊嬉スルトキハ己ノ意ヲ違ウシ稟性ノ偏倚セル所ヲ現ス者ナレハ此際最注意ヲ加ヘテ各兒ノ性質ヲ視察匡正スヘシ。又保育課中数ヘ方読ミ方等心意ノ勞ヲ要スルモノハ之ヲ時間ノ始メニ置キ豆細工、紙織り、紙摺ミ等

ノ心目ヲ楽シマシムルモノハ之ヲ時間ノ終ニ置キ且ツ一課ノ開誘終ル後ハ庭園或ハ遊嬉室ニ於テ随意ニ遊嬉又ハ唱歌ヲナサシメ以テ其鬱屈ヲ暢開センコトヲ要ス。幼児ノ成育ノタメニハ室外ノ遊ヲ最緊要ナリトス。故ニ天気ヨキ時ニハ放課ノ際ナト務メテ庭園ニハ其快樂ヲ増シ觀察ヲ導クヘキ草木ヲ植エ魚鳥等ヲ養フヘシ……」

とあり、室外における随意的な遊嬉すなわち自由遊びを重視していたことが知られる。

保育科目については、従来三科目二十五子目であったものが二

明治十四年制定の保育課程表

課程	六ノ組	五ノ組	四ノ組	三ノ組	二ノ組	一ノ組
會集	六	六	六	六	六	六
修身ノ話	三	三	三	四	四	四
庶物ノ話	三	三	三	二	二	二
木ノ積立テ	五	五	四	四	二	二
板排	二	二	二	二	二	一
箏排	一	一	一	一	一	一
環排	一	一	一	一	一	一
豆細工	二	二	一	一	一	一
珠繫	二	二	一	一	一	一
紙織	二	二	一	一	一	一
紙摺	二	二	一	一	一	一
紙刺	二	二	一	一	一	一
縫取	二	二	一	二	一	一
紙剪	二	二	一	二	一	一
紙剪	二	二	一	二	一	一
書キ	一	一	一	一	二	三
数方	一	一	一	一	二	二
読方	一	一	一	一	二	二
書方	一	一	一	一	二	二
唱方	一	一	一	一	二	二
遊戯	六	六	六	六	六	六
通計	四〇	四〇	四〇	四〇	四五	四五

表中の数字は毎週保育の度数を示す

十科目に整理された。この改正された保育科目を含んだ保育課程表を示すと上のとおりである。

わが国唯一の官立幼稚園として設立された東京女子師範学校附属幼稚園は、中央にある模範的な幼稚園として、全国的に多くの影響を与えた。この園の保育内容や保育方法は、東京女子師範学校の卒業生や附属幼稚園の関係者、あるいはこの幼稚園に実習に来た人びとを通して、直接間接に全国の幼稚園に広まっていった。明治十二年になって、まず鹿児島幼稚園が開かれ、これとはとんど時を同じくして大阪に模範幼稚園が新設された。従来は、中央にただ一か所しかなかった幼稚園が、ここにおいて、広く地方進出への第一歩を踏み出したのである。

鹿児島幼稚園の保育科目における自由遊び

明治十二年（一八七九年）四月、東京女子師範学校附属幼稚園に次いで「鹿児島幼稚園」（県立鹿児島女子師範学校附属幼稚園ともいう）が設立された。東京女子師範学校附属幼稚園の保母をしていた豊田英雄女史が明治十二年二月に鹿児島へ行き、園舎の設計・建設から始めたものであった。

「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」を見ると、おおかた東京女子師範学校附属幼稚園の規則と同じであるが、ところどころ

鹿児島幼稚園の保育時間表

土	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					

但シ保育時間中受持保母ノ意見ニ由テ定則ノ外唱歌体操等ヲ為サシムアルヘシ

変更されている箇所もある。室内会集の時間が短くされ、体操・遊戯が重んじられ、東京の方にはなかった「自由遊戯」の時間が、鹿児島の方では毎日三十分間ずつ設けられているのは特筆すべきことであると思われる。鹿児島幼稚園における保育時間表の一部を示すと右のとおりである。

に次のように述べられているとおり、現在の幼稚園と保育所の役割りを兼ねており、フレールの考えに従い、家庭と学校の橋渡しをさせる所として模範となる幼稚園を創ろうと意図されたものであった。

大阪府立模範幼稚園の保育科目における自由遊び
明治十二年五月には、東京女子師範学校での保母見習いを終えて大阪に帰ってきた氏原銀女史と木村末女史の二人によって「大阪府立模範幼稚園」が開設された。この園は、その「設立主意」

「然シテ幼児ノ家ニ在ル多クハ悪戯飽食習ヒ性トナリ却テ脆弱ナル身心ヲ損スル等此々是ナリ縦令其法ヲ知ルモ其母タル者或ハ家事ヲ理シ単ニ保嬰ノ法ニノミ從ハサル者多シコレ此幼稚園ヲ開設シ相比シタル幼児ヲ集メ其母ニ代リテコレヲ保育スル

と。この点は、東京女子師範学校附属幼稚園が有産階級・上流階級

大阪府立模範幼稚園の保育時間表

	從九時 至十時	從九時二十分 至十時	從十時 至十一時	從十一時 至十二時	從十二時 至一時
月	室内会集	置形法	計數	遊戯体操	自由遊
火	同	刺紙法	修身小話	同	同
水	同	繡紙法	画解	置箸法	同
木	同	置形法	歴史小話	組板法	同
金	同	第一積体法	知恵ノ板	剪紙法	同
土	同	第三積体法	貝ノ遊	織紙法	同
				粘土細工	

級の子弟を対象としていたのと比べて対照的である。しかし、保育科目は東京女子師範学校附属幼稚園のものと非常によく似ていた。当時の保育時間表を見ると、次のとおりで、月曜日から金曜日まで毎日一時間の「自由遊」の時間が設けてあるのは、東京の場合と異なり、自由遊びを重んじていたものとして興味深い。

大阪府立模範幼稚園は、四年後の明治十六年には廢園のやむなきに至ったが、その影響は愛珠幼稚園や中洲幼稚園を通じて多くの幼稚園に及び、関西保育界の草分けとなつてゐる。

愛珠幼稚園の保育科目における自由遊び

愛珠幼稚園は、大阪府立模範幼稚園の設立された翌年（明治十

三年）に、大阪市東区北浜に設立された。この幼稚園は、現在も九十余年前の数多くの資料を所蔵している点で、わが国の幼稚園史上きわめて貴重な文化財である。

この幼稚園を設立した目的は、「愛珠幼稚園志留弁」の緒言に見られるように、今日の幼稚園と保育所の両方の機能を兼ねたものであった。すなわち一方では、世間の親たちがいたずらに既償の愛に溺れて飽食縦肆ただそのなすところに任すことの誤りを指摘し、他方では、世の母親が保育をゆるがせにしてはならないことを知つていても、家事が煩劇なために保育に従事することのできない者が少なくない事実を認識して、家庭教育の不足を補おうとしたものであった。

愛珠幼稚園の保育時間表

	從九時 至同二十分	從九時二十分 至同五十分	從九時五十分 至十時	從十時 至同三十分	從十時三十分 至十一時	從十一時 至同三十分	從十一時三十分 至十二時	從一時 至二時
	室内会集	六球法	放課	球遊	遊戲体操	図画法	唱歌音楽体操	自由遊
月	同	三体法	同	貝遊	同	刺紙法	同	同
火	同	第一積体法 第二積体法	同	計數	同	剪紙法	同	同
水	同	置板法	同	耕作	同	組板法	同	同
木	同	置箸法	同	理解	同	連板法	同	同
金	同	置環法	同	說話	同	組紙法		
土	同		同					

右ノ通り定ムト雖モ幼稚倦厭ヲ生ズルトキハ適宜変換スルコトアルベシ

愛珠幼稚園の開園当初の保育内容については、「本園規則」の
 第一条に「本園保育法ハ概シ東京女子師範学校附属幼稚園及ヒ大
 阪模範幼稚園ニ倣フ」とあり、この両幼稚園の保育方法や内容を
 モデルにしたものと思われる。保育時間表の一部をあげると、次
 のとおりである。

(大阪樟蔭女子大学)

この表によってもわかるように、大阪府立模範幼稚園と同様、
 二十分ないし三十分ごとに区切られた時間の中で、種々の恩物を
 取り扱っていたが、土曜日を除く毎日、午後に一時間「自由
 遊」の時間を設けていることは、自由遊びを重大に考えていたも